

令和3年度 利用調整指数表

（指定のない場合は、入園希望月初日の状態で記入してください）

記入例 名

必須 ⑧

基本指数

事由①～⑨のうち、父母それぞれの事由に基本指数をあわせて該当する場合は、加算※ひとり親（に準ずる状態）の場合、提出また、⑧虐待・DVは父母合算での指添付書類を確認の上、該当する点数、加

①から⑨までの事由および「ひとり親」「ひとり親に準じる」のうちいずれか一つを選択し、該当箇所には○をつけてください。それぞれの加算項目にも該当する場合は、あわせて○をつけてください。

事由	状態	加算		加算		備考	
① 労働	月あたりの労働時間が168時間以上 ※通勤時間・残業時間・休憩時間含めず	28		28		②勤務等の証明書 ※自営業の方、勤務時間が不定の方は別途書類が必要となります。勤務等の証明書裏面をご確認ください。	
	月あたりの労働時間が147時間以上168時間未満 ※通勤時間・残業時間・休憩時間含めず	26		26			
	月あたりの労働時間が126時間以上147時間未満 ※通勤時間・残業時間・休憩時間含めず	24	月20日以上の労働 +4	24	月20日以上の労働 +4		
	月あたりの労働時間が105時間以上126時間未満 ※通勤時間・残業時間・休憩時間含めず	22		22			
	月あたりの労働時間が64時間以上105時間未満 ※通勤時間・残業時間・休憩時間含めず	20		20			
稼働予定（入園希望月末までに勤務開始予定である旨の、②勤務等の証明書がある）		上段の指数を使用		上段の指数を使用			
② 出産	産前1ヶ月～産後2ヶ月の間に入園を希望する場合			32		出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写し等）	
③ 保護者の疾病・障害	1ヶ月以上入院している場合（予定の場合を含む）	35		35		診断書（様式不問）	
	診断書の日常生活能力の程度が	「1」の項目に該当する場合	29	④診断書での指数に関する加算 保育を必要とする程度が1 +2	29	④診断書での指数に関する加算 保育を必要とする程度が1 +2	所沢市指定様式 ④診断書
		「2」の項目に該当する場合	26		26		
		「3」の項目に該当する場合	25	保育を必要とする程度が +1	25	保育を必要とする程度が +1	
		「4」の項目に該当する場合	23		23		
指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	15		15		診断書（様式不問）		
身体障害者手帳1級、精神福祉手帳1級、療育手帳（A）のうちいずれか交付を受けている場合	32		32		身体障害者手帳 又は 精神福祉手帳 又は 療育手帳		
身体障害者手帳2級、精神福祉手帳2級、療育手帳 A のうちいずれか交付を受けている場合	31		31				
身体障害者手帳3級、精神福祉手帳3級、療育手帳 B・C のうちいずれか交付を受けている場合	27		27				
身体障害者手帳4・5・6級のうちいずれか交付を受けている場合	25		25				
④ 介護・親族等の	児童（手帳1級・療育手帳（A）・A のいずれかの交付有）を介護している場合	25	居宅内 +5	25	居宅内 +5	手帳 又は 介護保険証 又は 診断書 + 介護スケジュール （様式不問）	
	児童（手帳2級・療育手帳 B・C のいずれかの交付有）を介護している場合	24		24			
	成人（手帳1、2級または介護度4、5の同居一親等）を介護している場合	23		23			
	児童を介護している場合（上記以外）	20		20			
	成人を介護している場合（上記以外）	15		15			
⑤ 災害	災害の復旧（豪雨・地震・火災等、居住している住居を対象）	55		55		罹災証明書	
⑥ 求職活動	稼働予定（内定等を受け入園月に労働する旨の⑤誓約書がある）	15		15		⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書	
	求職中（求職活動支援機関等利用証明書あり）	10		10			
	求職中	5		5			
⑦ 就学	ハローワークでの職業訓練	26		26		ハローワークによる証明	
	月あたりの就学時間が96時間以上 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	25		25			
	月あたりの就学時間が64時間以上96時間未満 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	22		22		在学証明書	
	上記以外（通信教育、日本語学校を含む）の就学を常態	10		10			
	入園希望月に就学が決定されている 月あたりの就学時間が96時間以上※学校教育法に定めるもの・準じた施設	23		23		合格通知等	
	入園希望月に就学が決定されている 月あたりの就学時間が64時間以上96時間未満 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	20		20			
入園希望月に就学の予定がある	8		8		予定先が分かるもの		
⑧ 虐待・DV	虐待・DVを受けるおそれがある・受けている	120				公的機関が発行する証明書（加算項目は該当する証明書等が必要）	
		加算	下段「ひとり親」に該当 下段「ひとり親に準ずる状態」に該当	下段の指数を使用	下段の指数を使用		
⑨	その他市長が認めた場合（理由）	状況による		状況による			
	ひとり親（離婚および別居をしている状態での、児童扶養手当認定者・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者・戸籍簿上で確認できる方、等）	55		55		児童扶養手当等受けていない方は戸籍簿本	
	ひとり親に準ずる状態（⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書）のうち、「ひとり親に準ずる状態」となるもの	26		26		⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書 + 同書中で該当する項目の添付書類	

・③ 疾病・障害の添付書類の診断書は、保育が必要であるということが判断できるものをご提出下さい。

・④ 介護・看護の場合で被介護者の診断書を提出する方は、診断書の様式は問いません。

・⑦ 介護スケジュール、受講スケジュールの指定様式はありません。介護先・受講先のスケジュールを添付してください。自作のスケジュール表でも結構です。

※裏面もご記入ください

調整指数（家庭状況） 該当する点数欄に○をしてください。（状況により複数該当）

「保育園等」とは認可保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業を指します。

区分	状態	点数	添付書類・補足
減算	保育料を滞納している人が世帯内にいる場合	-50	滞納がある方は、基本指数の点数から-50をした点数が合計点数になります。 ①教育・給付認定申請書兼現況届表面で該当項目にチェックがある場合に適用します。 ②市外から市内園への転園の場合は除きます。 ③2人以上の兄弟姉妹が転園申請をする場合、「3 同時同園」で申請をすることがこの加算の前提条件となります。
	令和3年度中に内定辞退・取消があった場合（令和3年4月入園のみ、令和2年度の12月～3月入園の内定辞退・取消を対象として減算します）	-20	
	入園申請の無い就学前（小学校入学前）の他児童がいる場合（児童介護、他施設等で保育（チェックがない場合は加算対象外です。また、本指数に該当する場合であっても、入所保留を確約するものではありません。）	-30	
	市外在住者で転入予定を示す書類がない場合	-50	
	育児休業の延長等を目的として利用調整指数上の減算を希望する申請である「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」で確認できた場合	-100	
入園翌年度以降の転園	入園・転園した当該年度内の転園希望（兄弟姉妹が在園している保育園等のみ希望する）	-40	2人以上の兄弟姉妹が転園申請をする場合、「3 同時同園」で申請をすることがこの加算の前提条件となります。
	兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として、転園申請する場合（下段の指数との併用はしない）	10	
	別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「3 同時同園」で転園申請する場合（上段の指数との併用はしない）	10	
	育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合	100	在園していたが、育児取得に伴い退園した場合、元の職場への復職に伴い再入園を希望する際に元に在園児と育児対象児にそれぞれ加算がつかます。 ある児童にて判断をします。 4人以上いる場合、子の数に応じて加算します。
兄弟姉妹	兄弟姉妹に小1～小3までの就学児童あり	1	
	兄弟姉妹が保育園等を利用中または申請中の場合	⑤	
	兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）	2人 ① 3人 2 4人～（ ） 3～（ ）	
	申請書提出時点で誕生している児童のみカウントします。		
	混合保育入園審査会で混合保育が必要とされた児童が4月入園をする場合	120	
	生活保護受給中の世帯	10	
保護者	保育士資格等を有し市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に勤務する場合（資格取得予定・勤務予定含む）※転園除く	4	②勤務等の証明書・③誓約書・保育士証等
	単身赴任中	3	②勤務等の証明書に記載あり
	離職日から3ヶ月以内に申請があり、生計を維持する者の自己都合によらない失業により、就労の必要性が高い	10	雇用保険受給資格者証
祖父母	父方祖父が【令和3年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】	①	
	父方祖母が【令和3年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】	①	
	母方祖父が【令和3年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】	①	
	母方祖母が【令和3年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】	1	

現在の保育先で該当する項目があれば、いずれか一項目のみに○をつけてください。

調整指数（申請児童の現在の保育先） 該当する点数欄を **いずれか1つ** 選択して、○をしてください。

区分	状態	点数	添付書類・補足	
申請の通児ついでにいないずれかに	卒園・卒室	20 (100)	④「一時保育・認可外・事業所内・企業主導型」保育利用証明書 一か月以上の利用実績が添付書類で認められた場合に加算されます。	
	認可外保育施設 一時預かり事業 事業所内 企業主導型保育施設	左記の保育施設について、月16日以上15日以下の利用実績		10 8
	市外認可保育施設	市外の保育園等に通っている場合		6
	上記以外	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に通っている場合		2
		養護施設等に入所中の場合		17
保護者が保育	「労働」の保育要件で、かつ育児休業中・産前産後休業中から復職予定での入園申請※入園となった場合、入園の翌月1日までに元の勤務先に復職をする必要があります。※期限までに復職できない場合、利用調整（選考）結果の取消または退園となります。	⑪	②勤務等の証明書に記載のあることが条件	

注：保育園等を併用している場合は該当しません。

各項目の点数を足して、合計点を記入してください。

記入いただいた指数と、証明等の添付書類の内容に基づいて算出された指数に相違があった場合、職員にて指数表の修正を行います。

基本指数 (表面)	父	32
	母	30
調整指数 (裏面)	家庭状況	9
	保育先	11
合計		82

フリガナ

児童氏名

表1 ※市役所記入欄

ポイント	事由
20	虐待・DV
9	災害
8	ひとり親
7	疾病・障害
6	労働
5	介護・看護
4	就学
3	出産
2	求職活動

「ひとり親に準ずる」に該当する場合、世帯ポイントは6になります。

- ①、合計が同点の場合は表1の世帯のポイント（父母それぞれ該当する事由の合計）の高い世帯を優先します。
- ②、①の優先順位で判定が不可能な場合は世帯の基本指数計の高い方を優先とします。
- ③、②で判定が不可能な場合は令和2年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない世帯を優先とします。
※9月以降の利用調整では令和3年度の課税内容で審査します。

兄弟姉妹で同時に申請する場合の申請希望（申請書に記載済の項目転記）	同園優先（兄弟姉妹で同じ園への入園を優先するが、調整ができない場合は別々の園や1人のみ入園も可）	<input type="checkbox"/>
	同月入所（入園する月が同じであれば別々の園も可）	<input type="checkbox"/>
	同時同園（兄弟姉妹共に同じ月に同じ園への入園のみ可）	<input type="checkbox"/>